

総務政策委員会会議録

招 集

令和4年3月24日（木）本会議休憩中 議場

出席委員（8名）

（委員長）奥 岩 浩 基 （副委員長）岡 村 英 治
安 達 卓 是 稲 田 清 今 城 雅 子 岩 崎 康 朗
岡 田 啓 介 尾 沢 三 夫

欠席委員（1名）

西 川 章 三

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】辻部長

[職員課] 矢野課長 楠人事担当課長補佐 久保担当課長補佐

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 大東議事調査担当主任

傍 聴 者

石橋議員 門脇議員 国頭議員 土光議員 戸田議員 前原議員 又野議員
森谷議員 矢倉議員 矢田貝議員
報道関係者0人 一般0人

審査事件及び結果

議案第41号 米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について[原案可決]
議案第42号 米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
[原案可決]

~~~~~

## 午前11時37分 開会

○奥岩委員長 ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

西川委員から欠席の届出がありましたので御報告いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託されました議案2件について審査いたします。

初めに、議案41号、米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

矢野職員課長。

○矢野職員課長 議案41号、米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、一般職の職員の給与改定に伴い特別職の職員及び教育長の期末手当の支給割合について、改定しようとするものでございます。以上です。

○**奥岩委員長** 当局の説明は終わりました。これより、質疑に入ります。よろしかったでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**奥岩委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**奥岩委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案41号、米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**奥岩委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号、米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

矢野課長

○**矢野職員課長** 議案第42号の説明をさせていただきます。米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。令和3年8月10日に行われました人事院勧告の趣旨等を踏まえ、本市の一般職の職員及び特定任期付職員の期末手当の支給割合について改定しようとするものでございます。以上でございます。

○**奥岩委員長** 当局の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

安達委員。

○**安達委員** いわゆる減額ということの説明があつたんですけども、自分も公務員をしていたことを振り返れば、いわゆる人事院勧告によって給与表の増額があつて、年末に差額支給の増があつたんですが、このような減額ということで今回議案が出されたと理解するんですが、こういった時にいわゆる遡及って言うんですか、遡ってってことは制度上、有効なんですか。ちょっとそこをもう少し説明していただけますか。

○**奥岩委員長** 矢野課長。

○**矢野職員課長** 今回減額改定ということで、不利益不遡及に当たるとはならないかという御質問かと思いますが、このことにつきましては、鳥取県を通じまして総務省のほうに確認させていただきました。今回、特例措置ですね、令和3年12月期末手当のほうから調整額分だけ引くというようなところにつきましては、それは不遡及分ではないということで、不利益不遡及には当たらないというような回答をいただいているところでございます。以上です。

○**奥岩委員長** 安達委員。

○安達委員 その県を通じてっていうのは、いつの時点だったんですか、照会されたのは。

○奥岩委員長 久保職員課担当課長補佐。

○久保職員課担当課長補佐 令和4年2月でございます。

○奥岩委員長 岡村委員。

○岡村委員 1点お伺いしたいと思うんですけど、0.075月分一般職の方ですね。年間にすると0.15月分のカットということになると思うんですけども、平均的な一般職の年間手取り額がこのことによって、いくら減額となるのかお伺いします。そして、もう1点、今回の人事院勧告によって米子市の場合、カットに伴う財政的な影響額っていうのはいくらになると推定されるのか、これについてお伺いします。

○奥岩委員長 矢野課長。

○矢野職員課長 まず、令和4年度支給に係る影響額で回答させていただきたいと思いますが、再任用職員以外の職員で約4万8000円。一人当たりですね。それから、再任用職員が一人当たり約1万7000円の減額となる見込みをしておるところでございます。全体の影響額としましては、約5,170万円ほど、これは共済費が入っているんですけども影響額がでるかと考えております。それに加えて、特例措置に係る影響額もございまして、こちらのほうが一人当たり再任用以外の職員で約4万8000円。再任用職員一人当たり約1万7000円。全体の影響額で約5,170万円ほど影響がでるかを見込んでおるところでございます。以上です。

○奥岩委員長 岡村委員。

○岡村委員 はい。一人当たり4万8,000円年額の減収。再任用で1万7,000円ということ。本当にこういった影響を受ける職員の立場に立ったらこれでほんとにいいのかというふうなことです。総額5,000万円強の財政的な減額になる訳で、これが地域経済にマイナスの影響も及ぼしてくるということも考えられる訳ですよ。こういった減額っていうことについては、今様々なものが値上がりしているといった状況の中で、そういう中で賃金カットすればですね、職員の家計を壊すということは明白ですし、働く意欲もなくなるんじゃないかと心配します。コロナ禍の最前線で働いていらっしゃるそういった市職員の労働に報いるためにもですね、こういった期末手当の減額はすべきじゃないと考えます。以上です。

○奥岩委員長 ほか、質疑よろしかったでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○奥岩委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

岡村委員。

○岡村委員 先ほども言いましたように、こういった中でですね、職員の働く意欲の問題にも関わってくるということ、コロナ禍の最前線で働く職員の労働に報いるためにも、期末手当の減額はすべきではないというふうに考えます。以上です。

○奥岩委員長 ほか討論よろしかったでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○奥岩委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第42号、米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手・・・安達委員、稲田委員、今城委員、岩崎委員、岡田委員、尾沢委員〕

**○奥岩委員長** 賛成多数であります。よって、本件については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務政策委員会を閉会いたします。

**午前11時45分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長 奥 岩 浩 基